

- 修養 ..... 文科四年 櫻井藤枝 ..... 六六  
 山の火 ..... 文科四年 長谷川すが ..... 六七  
 雨の日 ..... 文科四年 武藤キヨシ ..... 七一  
 (短歌) .....  
 街の道 ..... 柴舟 ..... 七三  
 題いろく ..... 七四

## 雑

## 報

- 本會記事 ..... 八一  
 學術談話會規定 ..... 八二  
 地理教授上注意すべき事項 ..... 八三

## 詢

- 母校により ..... 八四  
 諸報告 ..... 八六

## 附

- 各科參考書目錄 ..... 八七

## 文科學術談話會々誌 第貳號



講演

○樺太の沿革

文科四年生 中川絹重

白河樂翁公は「こと船のよるてふ事を夢のまも忘れぬは世の寶なりけり」とよまれ又水戸烈公も「箱館の關のふせ守心せよ波のみよする世にしあらねば」と言はれたり、實に當時に於ける卓見なり凡そ國家に外國の刺戟あることは其進歩發達上幸なることにて殊に歴史上にては外國との關係によりて益々複雜にかつ興味を有するに至るものなり、我國に於て外國と外交政策的關係を惹起せし嚆矢ともいふべきものは樺太問題これなり徳川初代に始まり幾多の困難なる交渉ありたる後遂に日露戰爭の結果公然我國は年來の主張を貫徹することを得たる光輝ある外交なり今こゝに至れる大要を述べんとす。

## (1) 地名の稱。

樺太のことは古くより支那の史乘にあらはれ居れり唐代に於ては流鬼國といひ元明に苦几といひ清朝に及びて庫葉島といひ又單に大洲と云へり我國にありては宗谷の北に當りて海峽を隔つる大地を松前人從來「カラフト」と稱すカラフトは唐人なり異邦を稱してカラといふフトは北人ヒトといふことの訛なりと云ふ。

## (2) 日本經營時代

## (一) 松前藩の探檢

國家として始めて本島を探檢し又之を管轄したるは我帝國にして今を去ること約二百六十年前即家光の慶安四年（西紀一六五一）に於て時の松前藩主其臣蠣崎傳右衛門をして本島を視察せしめ爾後三回計探檢せしめき。

## (二) 德川幕府の經營

徳川幕府に於ても家治の天明五年（一七八五）（今を去る約一二五）に勘定奉行松本秀持に命して蝦夷地の探檢に從事せしめ本島に渡りて調査する所あり次て寛政四年享和元年にも探檢の事ありき次きて文化五年に松前奉行支配調役元締松田傳十郎及び御普譜役御雇間宮林藏をして探檢せしめたるこの二人はたゞに本島の事情を審らかにしたるのみならず松田傳十郎は北緯五十二度に當る西海

岸ラツカ岬に至りて樺太の離島なることを發見し其岬頭に日本領の一大木標を建て間宮林藏は鞆靼海峽を通過して本島の離島なることを事實の上に證明したりこれ實に今を去る約百年前の事なり。

## (三) 松前藩の統治

今より約百二十年前寛政二年に松前藩はクヌンコメン、シラヌシに勤番所を設け漁業を許可し漁期を限定する等始めて管轄實行の端を開きたりされど其當時に於ては僅かに漁期間のみ少數の役人を在勤せしめしに過ぎず國防のことに關しては更に何等の施設もなかりき。

## (四) 德川幕府の直轄

以上の如くにして殆んど放任せるに近かりしかば文化三年九月露人フワストフがクシユンコタンに進撃せし以來北邊警を告ぐること急なるに及び文化四年北海道西半部及本島を收めて直轄とし函館奉行主をして管轄せしむること、し同六年此地を改めて北蝦夷とせり文政四年に至り幕府は蝦夷全部松前藩に還賜し翌年五月土地人民を引渡したり然るに邊境の防備一日もゆるかせにすべからざるものあり遂に安政元年再び幕府の直轄とし箱館奉行をして管轄せしめたり。

## (五) 露國の南進

本島に於ける南半一体の地は先に述べたるが如くアイヌ人の先占地なるが故に帝國はたゞに對人

的關係に於てその支配權を有するのみならず全島の三分の二は已に探檢を了し其半は現にこれを領して統治の實權を握り居りしも露國は當時本島の住民に對しては何等の管轄權を實行したことなく又何等の關係をも有せざりき、たゞ文政十二年の頃より露人のたまゝ來りて我漁場を犯し掠奪を事とせしものありしに過ぎず、かくて今を去ること百五十年前即文化二年に至り露國の使節レザノフ來りて通商を求めしも我國のために退けられて事遂に成るに至らざりしが其後露人は屢々來寇し本島の頗る有望なることを探知するや本島をも併合せんとし、俄に人をうつして小屋掛をなさしめ或は炭山の開堀を計畫せしむる等北方より徐々に本島人及アイヌ人を壓迫し遂に嘉永二年サバリン島の露領たる旨を擅に宣言せり。

## (3) 國境談判

## (一) 第一回 (一八五二 ブーチヤチニの渡來)

露帝ニコラス一世も亦嘉永五年(一八五二)水師提督ブーチヤチニを國使とし國書を携へて長崎に至らしむ、ブーチヤチニ軍艦四艘六百九十人を率ゐ嘉永六年(一八五三)七月十七日を以て長崎に入り翌十八日國書及老中宛の一一封を呈し交通及定界の二事を請へり、ペルリの渡來に遅ること僅かに月餘なり、長崎奉行大澤豊後守之を幕府に急報し露船取扱方に就きて幕府の命をまつ。幕府は例の姑息手段を運らし、先長崎奉行に命を下して曰はく「此節柄御事多の折柄急々難及挨拶趣能く

其方より申諭云々」と答ふべしと、之の意因循遲疑の裡に露使をして空しく歸國せしめんと謀りしなり當時江戸にありては開港の説を持するものなきに非りしも猶幕議紛々として決する所なく荏苒三ヶ月に渡りしかばブーチヤチニは其の優柔不斷なるを怒り長崎を出帆し將に浦賀に向はんとの氣勢を示せり。茲に於て我國にては大目付役、筒井肥後守及勘定奉行川路聖謨を談判委員として長崎に遣したり初めブーチヤチニの國境問題に關して談判を開始するや、極めて强硬にして先づエトロフ以北を以て露領なりと主張し、エトロフの如きは全く多年露國政府の治下にあるものなりとせり而して我使節がウルツブを堺とし、エトロフ以南は我が領地にしてエトロフには安りに外人の出入を禁せしことはゴロウニン(文化十年八月)事件の際固く約したる所なりと云ふや「ゴロウニンは是私人なりの一言の下に反駁しカラフト島に關しても殆ど全島を以て露の隸屬としこの地もと露國の占守せる地にして我邦人の渡來は恰も露領に侵入せる如く言ひなしたり。我使節はこれに對して樺太の地が露人未だ至らざるに先ち邦民の出稼官吏の踏査ありしを述べ且つ通譯森山榮之助が露艦に使せる時船中懸くる所の萬國地圖が北緯五十度線を以て日露兩國の經界とし、色別をなせるを認めたるを根據とし、五十度線を以て兩國の境界となさむ事を主張せり、然れども幾度か交渉をかねて決せず、加ふるに露使はエトロフ露領説を主張してやまざりき。

是より先き、三月三日幕府は米國使節ペルリと兩國の和親條約を締結したりしかば露國使節の來

りて和親を乞ふや、是を拒絶すること能はず、兩國の全權相會し、和親の條項に就ては異議なく一致したりしも樺太の一項に關しては彼はエトロフ及アニワを除ける樺太一帶の地を露領なりと主張し或はエトロフは勿論、樺太と雖も南半は日本の領有なりと抗論し、幾度か商議を重ねしも決せず遂に露使は十二月十四日エトロフ以南を日本に屬しウルツブ以北は露領とし樺太は別に界を立てず從來の仕來りの通りたるべしと提議せり、是れロシヤ本國にはクリミヤ戰爭ありて國家多事の際なれば露使は可成速かに談判を切り上ぐるを以て得策としたるなり。こゝに於て我は遂に露使の提議に從ひ十二月二十一日を以て和親條約(下田條約)を締結せり、その中の樺太に關することは第二條中に「今より後日本國とロシヤ國との境エトロフ島とウルツブ島との間にあるべし、エトロフ全島は日本に屬し、ウルツブ全島夫より北の方クリル諸島はロシヤに屬す、カラフト島に至りては日本國とロシヤ國との間に於て界を分たず是迄仕來通たるべし」此和親條約中樺太に關する決議は外交上日本の失敗と稱せらる、蓋し、仕來りの通りとは兩國の境界を定めずして各自の侵略競争に放任するの意に外ならず而も彼は南下にして我は北上なり、その經營拓殖の難易之れを同日にして論すべからざる也、果せる哉露人の樺太に來る者漸く多く南侵の勢益々熾にして至る所新に家屋を建て拓殖の道を講じ到底南侵を制すること能はざるに至れり。かくて安政五年六月ブウチャチヤン修交通商に關する追加條約交換のため神奈川に來りし時露國が樺太に移住民を送るに勉め至る所、新たに家

屋を建設し、益々南侵の策を講ずるを痛責し兩國の境界を明かにすべきことを談せしもブウチャチヤンの狡猾なる、境界を定むるの不利なるを觀破しかくの如き大事を專決するの權なしとの口實の下に之が談判を拒絕せしかば定境の談判は何の効をも奏することなかりき。

(二) 第二回(安政六年、一八五九、ムラヴィヨフ)

ブーチヤチヤンが修好通商條約を締結して歸りし翌年安政六年(一八五九)七月八日東部シベリア總督ムラヴィヨフは軍艦七艘を率ひて横濱に來り、その四艘は直に品川に入れり。ムラヴィヨフの日本渡來は表面上は安政五年の條約批准交換にありしも其眞意に至りては樺太占領を全くせんとするにありき、されば彼は條約批准交換を終へたる後、國境問題につき我全權委員たる若年寄遠藤但馬守、酒井右京亮と極めて強硬なる談判を試みたり。彼の主張は從來ブウチャチヤンの執りし、所ど其の根抵を異にせり、曰く「露國政府は新たに清國政府と國境を定め黒龍江一帶の地を以て露領と定めたり、故にその地に附屬せる樺太島は勿論露領たるべし。這是固より不道理の要求なることは誰れもひとしく認むべし、かくの如くにして樺太問題につき兩國使節の間に數回の會見談判あり、その後八月二日兩國全權の會見ありしも彼は依然として樺太全領の說を主張し、我は五十度說を固持し、互に相讓らず、「私國風にて一旦口外へ出し初ヶ條に申上候事を變じ候義は不相成事に候」との露使の威嚇も効を奏せず兩國の境界は再び仕來りの通りてふ曖昧なる條約面の如く決定せられた

り。

八

(三) 第三回

ムラヴィヨフ去りてより露人の南侵するもの歳月に増加せるを以て我幕府は進んで境界の劃定を彼に請求せざるを得ざるに至りぬ、折柄西洋各國に兩都兩港（大阪、江戸。新潟、兵庫）の開港に關し特使を派遣するの必要に會したれば之を好機とし家茂の文久元年勘定奉行兼外國奉行、竹内下野守保徳を正使とし、外國奉行兼神奈川奉行松平石見守康直、御目付京極能登守を副使となし、隨行員三十七名（中には福地源一郎、福澤諭吉）を派遣す、此の使節の一行為十二月江戸を發し、翌文久二年、英、佛、和、普、を經て七月十四日露京ベーテルブルグに着しぬ。かくて樺太國境談判は最後に於て我使節と露國の亞細亞局長イグナチーフ、との間に開かれたり。竹内は久しう外交の衝に當れる老練家なり、石見守は猶年少機才の士なり、而もこれに對するイグナチーフは嘗て清國が英佛と事あるの際其間に立ちて和議を講じ機を見て露清の境界條約を締結し、黒龍江數千里の地を收めたる外交家なり。かくして樺太分界の第一回談判は七月廿六日を以て兩國全權の間に開かれたり、然れども彼我の論する所、元より合せず我使節の主張する所によれば「日本政府は從來五十度線を以て境界と定めんとし屢々交渉する所ありしも露國の容るゝ所とならず、ムラヴィヨフの渡來の節も樺太中アイヌの住居せる部分は日本の領地なりなりと主張せしもムラヴィヨフは樺太を以て支那

人の領地なりとして容れず、然れども我國はアイヌ人占領の地なるを以て我版圖と定めんとするなり且六十年以前より北蝦夷と改稱し又近年幕府の直轄となれり、かくの如く五十度線を界として南北の人種其類を異にせり、而してアイヌ人の漁獵は大概五十度線に近きホロコタン以北に至る事なし故に此地を以て兩國の境とせんといふに在り、イグナチーフ答へて曰く樺太の住民は飢寒のため困窮し僅に漁獵を以て生活を營むもの故、先年アニワ港へ陣屋を取建て之を撫育せしが惡疫流行のため一旦之を取拂ふ事とせり、其節も日本官吏の世話したるものなかりしと、又地圖を出し滿州海岸の地一帶を指して曰く此地二百年又は二百五十年前には露領なりしが遠境にて取扱不便のため陣營を引拂ひ支那領となりしが昨年同國と條約を締結し再び右の地一帶を露國に恢復せり、從つて滿州に附隨せる樺太の地も露領たらざるべからずと、第一回の談判はかくの如く要領を得ずして別れしがムラヴィヨフは書を我使節に送り陸上定界の不便を説き、海を以て限りとし、島によりて堺を立てんことを議せり、かくの如き説は素より聽くべからず翌日の談判に於て我使節は書面の意義を訊問して曰く「島と島との間を堺とするは蝦夷樺太の間を指すにや、樺太の半は既に往古より、我領地たるなり、敢て貴國政府の眞意の存する所を聞かん」とイグナチーフ曰く「歴史の教ふる所によれば隣國の親友を全くするは天然の境を以て、境とするを策の得たるものとす、地續の場所にて境を立て杭を以て兩國の分界となさむか或は不明の點も生じ牛馬界を越ゆるも直に干才を動

かすに至るや知るべからず、故に天然海を以て堺とせば双方共煩なきを得べし、又堺を定めざれば争亂の事なきも境を定むること貴國の言の如くせば必ず争亂の基となりむか、彼の支那の如きは數百年來數百里の間我國と接壤往來するも境界に關して争亂を惹起せる事なし、是全く天然の地形により境を立てたるによる。又五十度の説は素より誤にて樺太が全然我所領なることは既に反復述べたるが如し」と我使節も海を以て堺を定むは謂なくして我屬島を減するものなりとし、固く五十度の説を執りて下らざりしかば第二回の談判も何の得る所なくして別れたり。

かくの如き我使節の强硬なる態度は遂にイグナチーフを動かし、四十八度線を以て境界とするの提議を見るに至れり、石見守は今にして國境を定めずんは樺太我有に歸せずとし、直に此説を容れしも京極能登守は使節の權限を越ゆるものとし、安藤閣老の訓令せし五十度説を固持したり、茲に於て四十八度線説も消滅し結局明年を期して兩國より樺太へ境界確定委員を派し親しく山川の形狀によりて之を定むる事とし彼我之に調印せしは文久二年（一八六二）八月十九日なり、かくの如くして使節は十二月十一日を以て江戸に歸り復命をなすや幕府の政局は一變し、安藤閣老は既に罷められ、松平春嶽、總裁として只將軍上洛の準備にのみ汲々として外事を顧るの暇なし。内地に於ける事情かくの如きを以て文久三年（一八六三）七月露國シベリヤ總督カザケウイツチ樺太に至りニコライスクに我全權委員を待つの旨を同國領事をして幕府に通牒せしめしも鎖港の勅令既に下りし

當時、内訌切りに起り、外事に携はるの暇なく遂に露使をして空しく歸らしむるに至れり、元來多方面に頭腦を働かし得ざる日本人には内憂外交も起れる當時の状勢に照し其注意を一方に分つを得ざりしは無理ならねど此好機會を逸して益々露の南侵を長せしめ遂に樺太全島を失ふに至らしめしは實に外交上的一大失策といふべし。

#### (四) 第四回 慶應二年（一八六六）小出大和守、石川駿河守の定境談判

此時に當り朝、幕の軋轢は既に極點に達し内地は暗澹たる戰雲に閉され國中一人として意を北邊の警衛に、防備に、傾くるものなく露の南侵は日々に增長し來り、慶應元年（一八六五）には露の男女百餘名、大砲二門を擁してクシユンナイに上陸し或は地圖調査のためといひ或は英人の覗覦に備ふと稱し、砲壘を築きて之を守備し、毫も幕吏の命を奉せず、かくの如くにしてシラヌシ、ナヨロの邊亦我有に非ざるの觀を呈したりしかば奉行小出大和守は屢々上書し速に國境を議定すべきことを迫りしも幕府は依然として之に應する所なかりき、茲に於て大和守は自ら江戸に至りて大に説く所あり、遂に幕議の決する所となり慶應二年十月小出大和守を國境談判の使節とし目付石川駿河守を副使として露都に派遣せり。

一行は同年十二月ペテルスブルグに到着し廿日を以て外務アシア局長スツレモーフと會見せり、スツレモーフは黒龍江守備の必要上、樺太を露領とし之に換ふるにウルツブ以東の島嶼を以てせん

ことを提議せり大和守は此説を斥けて曰く往時竹内、松平二氏の貴國に使するや貴國は五十度以南クシユンナイの地は陣營を設けしを以てクシユンナイを以て兩國の境界とせんことを請へり、故に宜しく此約に基きクシユンナイを以て界とすべし、と然れどもスツレモーフは既に我國の情勢を察知せる折柄、容易に之を容れず日露兩國の境界は天然の界宗谷海峡を以て之を限りとし樺太とウルツブ附近三島の交換を主張せりかかる提議の容れられるは勿論にして樺太島は日露兩屬として下田條約の如く雑居の條約を締結せしは慶應三年（一八六七）二月廿五日なり。

#### （五）樺太買収説

慶應三年樺太假規則が露都に於て調印せられしより露の南下は依然として我北上を壓し遂には全島を一統するの形勢を示せり明治維新の政府は不整頓ながらも極めて活氣ある政府なりき樺太の事豈に捨てゝ顧みざるものならんや明治三年三月樺太開拓使を置き七月開拓の次官黒田清隆を以て樺太に駐在せしむる等外交上頗る完備の域に達したるが如く見ゆるも露國の經營は益々盛にして内地の拓殖鑛山の發掘等シベリヤの囚徒によりて行はれ兵營の増設裁判所寺院等の設立を見るに至れり茲に於て樺太國境談判の議は政府要路の間に行はれ慶應四年五月には副島種臣をして其任に當らしめんとせしも行はれず同十一月特命全權大使岩倉具視の一行歐州を漫遊して露國に至り樺太國境を議せんとして成らざりき是れより先き慶應二年（一八六七）露國はアラスカの地を北米合衆國に賣

渡せり外務卿副島種臣は一策を案じ米國の例に倣ひ樺太を買収して純然たる我版圖となさんと謀り時の大藏卿大隈重信によりて國庫に餘剰あるを確か買収の事に一決せり然るに明治五年（一八七二）露國代理公使ビツオフ樺太事件談判のため日本に來る種臣屢々之を私邸に引見して曰く樺太の地之を貴國の大をもて見れば彈丸黒子の地に過ぎず宜しく日本の買収を許可せられたしと然るに露使は之を斥け更に千島樺太交換の説を提議し互に譲る所なかりしかば買収の談判も何時纏とも見えざりき蓋し露國は廣漠たる西比利亞の大地を得て其の經營に苦心しつゝあり對岸一髪の水を隔てたる樺太島に日本國旗の翻るを見るは彼の斷じて忍ぶ能はざる所なるべし既にして副島は特命全權公使として明治六年二月清國に使し又謁見の禮を論じて大に其の手腕を振り進退應答悉く其の宣しきを得て清國政府并に各國公使の讃嘆を博し七月歸朝す暫らくして佛國公使バルテルシー來りて告げて曰く駐露佛公使の報によるに露國樺太を棄つるに決せりと云ふ貴國の爲に深く之を賀すと種臣も亦得意の色あり露國が何故に如此讓歩の姿を示せしかばなし當時彼は裏海の東南岸にクラスノヴォグク附近の地を得てアフガンの境に迫りシエルアリーカント結びてその國權を英人の掌中より奪ひ英露の衝突危機一髪の間に在るの時なりしによる然るに豈に量らんや廟堂此時既に粗樺太を棄つるの議を決せり數日を経て露國公使來りて曰く廟議已に樺太に意なし固執するものは只閣下一人のみなりと聞く願くは意見を翻へされよと茲に於て副島が買収説は全く水泡に歸せり。

## (4) 千島樺太交換

樺太放棄の議は明治六年五月開拓次官黒田清隆氏の建議に基くといふ氏建議の大要是彼地中外雜居の形勢を見るに僅かに數年の安を保つ可く其の親睦を全うする能はず事因より前後緩急あり北海道の近きをして樺太の遠きに及ぼすは策にあらず力を無用の地に用ひて他日益なきは寧ろ之を顧みざるに如かず北海道の如きはその方法を議定し已に之を實地に施すに墾鉢其の宜きを得ば數年の後種植牧畜以て衣食を給するに足るべし加ふるに海産鑛屬の利を起し有無を通じ不足を補ひ益之を擴充せば全道開拓の功を奏する當に日あるべしされど樺太の事に至りては策の施すべきを知らず蓋し之を棄つるに忍びず姑く方法を以て之を實地に試むる茲に年あり而も猶未だ成業の算を定むる能はざる者は地勢の已むを得ざる所あれなり夫楠<sup>クシユンナイ</sup>溪より東北敷香に至る九十四里西北鶴城に至る一百二十六里其の間人口僅に三千七十三人其の内土人二千百二十四人而して地方曠荒之を墾する経費巨大と謂ふべし且風土たる氣候寒烈なるのみならず土地磽確斥鹵にして因より栽培の施すべきに非ず漁獵の利ありと雖も衣食を給するに足らず石炭を産するも其の得る所を償ふ能はず故に毎歲夥多の金穀を費し之を撫育するも其の人民遂に自然の產をなす能はざる可しされば樺太の如きは姑く之をすて彼に用ゐる力を移して速かに北海道を經營するは今日開拓の一大急務なりといふにありて之を要するに樺太は瘠土用をなさず人口稀少之を統治するも得失相償はざるなりと云ふに外ならず嗟呼

これ即ち我が政府が樺太を棄つるの辭なりき清隆熱心に此の議を主張し遂に廟議を動かすに至りぬ既にして副島は征韓論の事起り議論相合はずして去り之より我が外交振はず。

廟議樺太を露國に交付するに決したるを以て明治七年一月露國駐劄公使榎本武揚を特命全權公使に任命して露都に派遣し最後の境界談判を開かしむ九月二十二日露の亞細亞局長スツレモフト第三回の會見に於て（第一回八月二十九日）彼は頗る強硬なる態度を取りラベルーズ海峡（宗谷海峡）を以て兩國の境界と定むる事を主張し我は島上に於て天然的境界を立つるを主張せしが露國はこれを以てその弊害雜居よりも甚しへ駁撃せり武揚即ち樺太に關する兩國交渉の顛末を述べて曰く「初めハウチヤチ<sup>ホウチヤチ</sup>の長崎に於て筒井川路の二使と相會するや露國は未だラベルーズ海峡を以て境界となすの定見あらざりき續てムラヴィヨフ始めて全島併呑の意見を執り爾來今日に至るも依然たり之に反し我國は肥前守<sup>ホロコタン</sup>五十度の地を以て境界となさんことを主張せしも調はす次で小出大和守の時にはクシユンナイ（四十八度）建界の談判をなせりと雖も露國遂に之を承諾せず之を要するに敢て筒井小出の所説を固執するものに非ずと雖も唯島上自然の山河地勢に就て彼我兩國の境界を劃せんことを望む者なり」と而して露は飽く迄全島占領説を執りて動かす且既に日本が樺太讓與の意志を充分知悉したれば寸毫も我に議するの愚を學ぶべくもあらず形式的談判の結果は遂に豫定の樺太千島交換條約となり千島と交換してふ一の美名の下に樺太讓與の一大屈辱をうくるに至れり蓋

し千島の我が有たるやもと論なしと雖も私は只領有の虛名を有して殆んど統治の實を擧げず然に彼は年々歲々諸般の經營を施し暇々として止む事無く千島過半の實權は彼の手に落ち居たりしかばかゝる結果となりしなり翌明治八年五月七日を以て榎本公使と露相ゴルチャコフとの間に交換條約は平穩に締結せられぬ抑外交事件は第三國の容喙ありて茲に初めて其の範圍を擴大にし其の關係を紛雑にし容易ならざる困難を招くに至るものなりさて樺太の如きは極北に僻在せる地なるを以て日露兩國にとりては必要なる關門たらんも他の列國に至りては利害の關係全く之無く當時米人等漁業を樺太に營むものあり依つて米國は多少の利害を有せざるには非りしも第三國として割譲談判に容喙するに至らず故に日露兩國は差し向ひの協商にて無事其の歩を進むる事を得たるなり嗚呼一世紀間日露兩國間に於ける紛争の動機たりし樺太境界問題は讓與てふ文字を以て落着を告げざるべからざるに至りぬ露國はこれによりて南侵の階梯を造り日本は之によりて無益の土地を割譲し之に用ふるの資を北海道の經營にあつるを得たりと稱す實にかくの如き臆病なる消極主義が勝利を占むるに至りしを怪まざるを得ず時の外務大臣丸山作樂等は此の交換を以て不服なりとし其の言もしきかれずんば時の太政大臣三條公の前にて割腹せんと絶叫するに至れり廟堂に於ける平和なる問題の解決は意外にも下憤憂の士を驅つて恐るべき暴動を企てしめんとせり千島樺太の交換は兩國積年の紛擾を一掃せりと雖も露國の南進はやがて極東に於ける兩國利害の衝突となり明治二十八年に於ける

遼東半島の還附は再び日露葛藤の始めを開き露國が韓半島及び滿州に於ける暴狀は遂に日本を驅つて東洋の平和を永遠に維持するため三十七年二月露國に對し國交斷絶の通知を送るに至りしなり顧れば十八世紀の初めより今日に至る迄我が國の露國に對する關係は常に受動的地位に立ち幾度か耐ゆべからざる屈辱を蒙り消すべからざる怨恨を留めたり臥薪嘗膽の語は二十八年に始りしも其の實は遙かに以前より我が國氏の胸裡に鬱勃たりしなり。

#### (5) 樺太の分割 || 境界劃定

然るに今や天運循環して此の舊領土たる樺太島は再び我に回復せらるゝに至る二月末日より三月十日に及べる奉天大捷に次ぎて起りし日本海の戰勝に因り日露戰爭の大局は定まり故に何時媾和の機運動くも計られず而して樺太は必ず我國の有ごなさるべからずと雖も之を占領するとは大体の作戰に關係なきを以て其の時日を遲延したりしが講和談判の開始以前に早く此の事を處する必要ありき。

世に樺太軍と稱するは實に獨立して運動せる師團なりき原口中將の率ゐたる北海道の第十三師團是なり此の師團は奉天陷落の後三十八年四月十日を以て動員を完了し久しう弘前に滯在して命を俟ちしが先發隊は竹内少將之を率ゐて七月四日小樽港を發し七日樺太南部アニワ灣のメニヤに上陸し八日コルサコフを占領したり敵は市内に火を放ちて密林の内に逃入せり我が軍ダリネエに於て之と

戰ひ其の一部を降す事を得たり樺太南部我が有に歸す第十三師團の主力は七月二十一日内地を發して樺太北部に向ひ直ちにアルコフに上陸し内藤少將の率ゐたる一部隊は二十四日樺太本島の首府アレキサンドロフを占領したり敵はルイコフに逃れ山地に據りて防禦せんが我が軍ベーレンガの高地に於て之を破り二十七日ルイコフを占領せり敵は南方に退却し海路大陸に逃れんと企てたり然れど海上は我が海軍の嚴守する所なるが故に原口司令官はルイコフに殘留せる露國官吏をへて降服を勧諭せしに敵は之に應じ三十日軍使を派して降を請へり是に於て樺太全部一旦我が有に歸せり。

三十八年八月九日よりボーツマウスに於て媾和談判を開始し九月一日休戦に關する議定書成り同五日講和條約成り十月十六日之を批准し給ひ平和全く恢復す日露媾和條約の第九條に「露西亞帝國政府は薩哈唎島南部及び其の附近に於ける一切の島嶼並該地方に於ける一切の公共造營物及財産を完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に讓與す其の讓與地域の北方境界は北緯五十度と定む該地域の正確なる境界線は本條約に附屬する追加約款第二の規定に従ひ之を決定すべし日本國及露西亞國は薩哈唎島南部又は其の附近の島嶼に於ける各自の領地内に堡壘其の他之に類する軍事上の工作物を築造せざると互に同意す又兩國は各宗谷海峽及び韃靼海峽の自由航海を妨礙することあるべき何等の軍事上措置を執らざることを約す第十條に日本國に讓與せられたる地域の住民たるロシア國臣民に就ては其の不動産を賣却して本國に退却するの自由を留保す但し該露西亞國臣民に於て讓與

地域に在留せんと欲するときは日本國の法律及管轄權に服從することを條件として完全に其の職業に從事し且財產權を行使するに於て支持保護せらるべし日本國政事上又は行政上の權能を失ひたる人民に對し前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す但し日本國は前記住民の財產權が完全に尊重せらるべきとを約す」追加約款第九條附に「兩締盟國に於て各任命すべき同數の人員より成る境界劃定委員は本條約實施後成るべく速に薩哈唎島に於ける日本國及露西亞國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に就き劃定すべし該委員は地形の許す限り北緯五十度を以て境界線となすことを要す若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚するの必要を認むるときは他の地點に於ける對當の偏倚に依りて之を填補すべし該委員は讓與中に包含せらるゝ附近島嶼の表及明細書を調製するの任に當り且讓與地域境界を示す地圖を調製し之に署名すべし該委員の事業は兩締盟國の承認をふることを要す」とかくの如き條約によりて樺太分割は行はるゝに至りぬ。

境界劃定事業は明治四十年に了りを告げ明治四十一年五月上旬劃定に關する圖書類等の交換ありて茲に全く局を結びぬ我が劃定委員長となれるは彼の陸軍少將大島健一氏にして實際此業に從事したるは三十九年の七、八、九、及び四十年の五、六、七、八の七ヶ月なりき。其の方針は追加約款の示す所に従ひ地形の許す限り北緯五十度に沿ひて一直線に境界を造らんと

するにありき而して當時世に知られ居たる樺太地圖は僅かに八十万分の一のものゝみにして幾分かの河筋等は露國に於ては調査せられ居りしならんも五十度線附近の地形の如き此の圖による外知り得る方法なかりしなり明治三十八年の戰爭當時五十度附近迄中央部の測量をなしたる者も有りしが正確なること能はず要するに該地方の消息を明かにすべき材料極めて乏しかりしを以てこの結果事業の困難を來しぬ、五十度附近の地形を見るに中央にボロナイの流域なる巾七、八里の凹地帶を挿みて東西に山地あり中間の平地は沼地にして所謂ツンドラをなし五六尺乃至十數尺の泥炭上に主としてミヅゴケ、スギゴケ等密生して踏査頗る困難を極め恰も水を含める海綿上を行くが如く樹木は僅かに矯小なる畸形の落葉樹點々疎生するのみ之に反して山中には大木成長して枝を交へ爲に地上に到る日光を遮るを以て地面は常に潤ひて苔を生じ亦馬足を埋る有様にして歩行はかどる能はずといふかくの如き山野を横切りて漸く成就したる事業なれば其の至難なりしこと察するに餘りあり然れども此の地方たるや固より人影を見ざる未開地なるを以て個人の所有地の如きもの無く又港灣の如きものも無きが故に殆ど偏倚するの必要を感せず豫期の如く一直線に劃定することを得たり。

劃定方法は如何にせんかといふに東海岸より西海岸に至る五十度線の長さは一百三十一杆餘なるが先づ西海岸附近及び幌内河西岸附近並びに西の山地近く位する舊街道附近の四ヶ所に於て天文測量を行ひこゝを天測境界點と名づけこれを基礎とし次第に測地學の方法によりて測り凡

そ二里を隔てゝ十七の中間境界點を定めぬ。

天測及び中間の境界點には標石をたつ標石の地表面下の長さ前者に有りては二米許りにして後者は一米餘なり此の部分ペトンにて真四角に造り込み最下に一のペトン層を置く層高に十字をきるこれ五十度緯線の通過する點にして石はこの上に安置せられ而して天測點の標石の日本に向ひたる南面には「大日本帝國境界」ロシアに向ひたる北面には「ロシアブルナヤ」即ち露國々境とありて兩帝室の御紋章を高彫りにせり其の側面の一方には「天第一號明治三十九年」とありて他の面には「アストロー」なる標あり中間境界の標石は山上に設けられ日本に向ひたる南面には一號二號とありて彼に向ひたる北面には唯一、二なる數字あるのみ。

明治四十年三月以來樺太廳を置きて此の地の行政事務を司る事となりぬ實に幕府以來の志望は茲に至り初めて達せられたるものと云ふべし。

(6) 樺太現在の狀況

樺太の人種には本邦人露國人清國人韓人土人等あり而してこれらの人種中主宰者となれるは本邦人、スマラ人なると云ふを俟たず就中地理的等種々の關係より最も密接なれば我が國にして現在に於ても本邦人の勢力一位を占むれども今後益々健全なる發展を期せざるべからず。

生業や水産業は從來本島に於ける收入の大部分を占め往時より本島統治の目的は全くこれに在り

しものゝ如し漁業に關して從來日露は樺太漁業問題なるものを生じ到底尋常の手段にては解決すべからざる状態なりしがはしなくも兩國の國交は滿韓問題によりて破綻し干戈を相交ゆるに至りしが戰捷の結果南半島は我邦土となり茲に漸く落着するを得たり我國に於ては爾後種々の規定を下し消極的に其の秩序を立つるのみならず積極的に益改善を計りつゝあり此の業に於ては鯨業最も有望なりと云ふ、鑛產物は建築材料としては花崗石流紋岩等あるも主なる物は石炭なり、本島は低地と山岳との別なく鬱蒼たる森林全土を覆ひ美林良材少なからず實に面積の八割は森林にして有望なる富源と謂ふべし、農業の方面に於ても決して絶望に非ず土地肥沃ならざるも相當の收穫あり麥類豆類亞麻煙草等を出す、豊富なる芻草場所々にあるを以て牧業は次第に發展せらるべし。

交通機關は其の地の開發を促す唯一の要件なれば現狀は頗る幼稚なり從つて商工業の振はざること知るべきのみ。

終りに教育及び宗教に就きて一言せん三拾九年八月以降漸くコルサコフ、ウラジミール、マウカノミ市街地に小學校を設けてこゝに教育事業を實施するに至れり其の他の地方に在りては私立簡易教育所の設置を認可し經營費の幾分を補助し小學校内則に準據せしむる等大に國民教育の普及を圖れり宗教は露領時代に於ては本島を以て一大監獄となし流刑殖民の政策を執りたるが故に宗教上に關しては特に一層重きを置きたるが如しコルサコフ、ベレズニヤキー及ガルキノウラスコエの三ヶ所には監獄寺院を設けて僧官を置き其他の部落にも亦寺院若くは教會堂を設置し其國教たるギリシア正教の布教につとめたるが如し然るに我が領土に歸してより佛教徒率先して之が布教に從事し各所に説教所を設けて熟れも布教に盡瘁しつゝあり。

以上は樺太に於ける生業の極めて大略なるが要するに幼稚なる一言にてつくせるものと云ふべし我國は露國と古今東西に未曾有なる大戰爭を行ひ幾多の血と肉とを犠牲とし其の結果の一部として年來の志望たりし樺太回復は實行せられぬ樺太のそれ自身の價值はとにかく我が史上より云ふ時は實に大なる意味をもてるは以上述べたるところの如しされば苟も我に歸したる以上は少くとも我が領土としての存在の意味を明かにする爲之が經營を怠るを得ず況んや史上最も紀念すべき地なるをや。

